

【研究ノート】

博物館における写真撮影の対応について

About the Coping of Museum to Taking a Photograph

塩川 友弥子

Yumiko SHIOKAWA

1. はじめに

博物館における写真撮影に関する対応はさまざまである。写真撮影は自由、撮影事由の如何に関わらず認めない、原則的には認めないとするところも撮影の事由によっては、申請書への記入、腕章着装あるいは館員が付き添うなどによって撮影が可能等々である。

この写真撮影（以下、撮影と略）に関する博物館の対応の違いは、設置者によるのか、館の種類によるのか、あるいは、展示の種類によるものなのか。撮影が自由である場合、撮影事由によっては撮影が可能な場合、撮影事由の如何に関わらず認めない場合のそれぞれについて、【設置者別】、【館の種類別】、【展示の種類別】に、館数とその割合、および、相互の関係性をみることとする。

本稿において対象とする博物館は、筆者が『雛人形』の展示について調査を行った際のものであり、総合博物館、歴史系博物館、美術系博物館、郷土系博物館の計59館である。『雛人形』の展示であるので、今回の調査対象に自然科学系の博物館は含まれていない。

【設置者別】、【館の種類別】、【展示の種類別】のそれぞれの内訳および略記については、以下の通りである。

【設置者別】 国立・県立（都立・府立を含む）・市立（区立・町立を含む）・財団立・その他
の設置者立（宗教法人立・個人立・会社立など）（以下、他立と略）

【館の種類別】 歴史系（館名に歴史とあるものの他、歴史に分類されているところ、寺社・旧邸宅等において継続的に雛人形の公開展示を行っているところを含む）
美術系（館名に美術とあるものの他、美術に分類されているところを含む）
郷土系（郷土博物館、郷土資料館など）
総合（総合博物館）

【展示の種類別】 特別展示（タイトルに特別展示と冠されている他、特集展示など特の文字が
冠されている場合を含む）

企画展示（タイトルに企画展示と冠されている他、季節展・テーマ展等と冠

- されている場合を含む)
- 恒例の展示（展覧会名に「恒例の」と冠されている他、第〇〇回などと冠されている場合を含む）
- 常設展示（常設展示として雛人形が展示されている場合）
- その他の展示（タイトルの他に、何も冠されていない場合）

2. 対象博物館59館の【設置者別】、【館の種類別】、【展示の種類別】に関して

対象とする博物館計59館（以下、計59館と略）について、【設置者別】、【館の種類別】、【展示の種類別】それぞれの館数および（ ）内に割合（以下、館数（%）とする）をみると、【設置者別】では、国立が3館（5%）、県立が6館（10%）、市立が21館（36%）、財団立が16館（27%）、他立が13館（22%）であり（図1）、【館の種類別】では、歴史系が35館（60%）、美術系が17館（29%）、郷土系が5館（8%）、総合が2館（3%）である（図2）。

また、【展示の種類別】では、特別展示が16館（27%）、企画展示が16館（27%）、恒例の展示が13館（22%）、常設展示が3館（5%）、その他が11館（19%）となる（図3）。

次に、設置者と館の種類との関係性、および、設置者と展示の種類との関係性についてみる。設置者と館の種類との関係性では、歴史系および美術系は全ての設置者に見られるが、歴史系は市立、財団立、他立に多く見られ、美術系は財団立だけに多いことがわかる。なお、郷土系および総合は市立において見られるだけである（図4）。

設置者と展示の種類との関係性では、企画展示は市立において突出して多いが、国立には見られないこと、また、特別展示は市立、財団立、他立においてほぼ同数ずつ見られるが、県立には見られないことがわかる。恒例の展示は財団立に多く、市立がこれに次ぎ、その他の展示は市立に多いほかは僅かずつであり、常設展示は国立、県立、他立にそれぞれ1館ずつ見られるが、市立と財団立には見られないことが読みとれる（図5）。

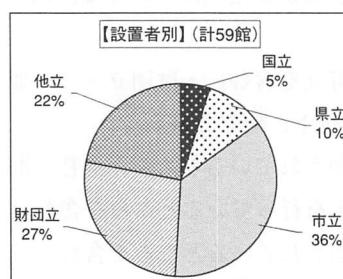


図1 【設置者別】(計59館)

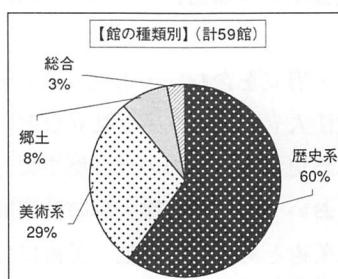


図2 【館の種類別】(計59館)

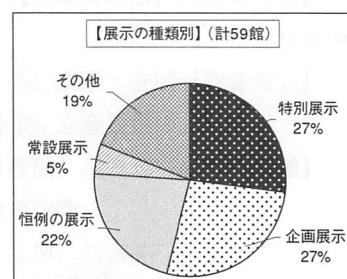


図3 【展示の種類別】(計59館)

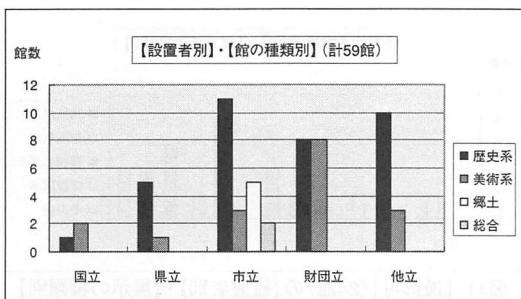


図4 【設置者別】・【館の種類別】(計59館)

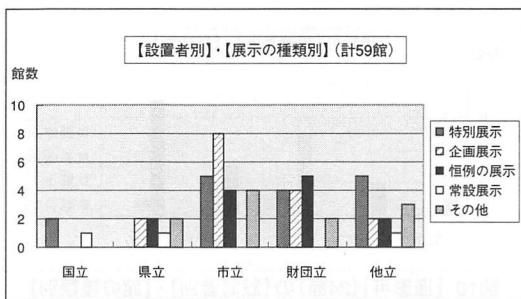


図5 【設置者別】・【展示の種類別】(59館)

3. 撮影の対応について

撮影希望の〈申し出〉をした時の博物館の対応は、次の3つに分けられる。1つ目は、撮影は自由にという対応であり（以下、「撮影可」とする）、2つ目は、何らかの条件（3-2の項参照）が付けられ、いささか不自由な場合もあるが、撮影は可能な対応である（以下、「条件付きで撮影可」とする）。3つ目は、理由の如何に関わらず撮影は認めないという対応である（以下、「撮影不可」とする）。

以上の3つの対応について、それぞれの館数（%）

をみると、[撮影可] が24館（41%）、[条件付きで撮影可] が23館（39%）、[撮影不可] は12館（20%）である（図6）。

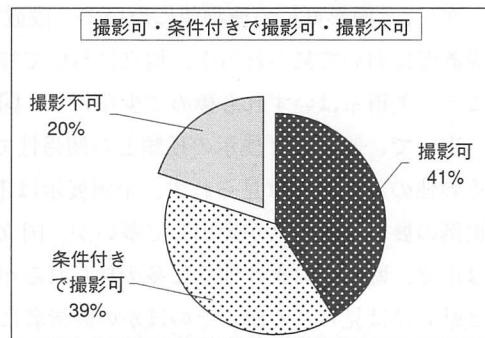


図6 撮影可・条件付き可・撮影不可の割合

3-1 [撮影可] の博物館について

撮影を可とする博物館24館について、【設置者別】、【館の種類別】、【展示の種類別】のそれぞれの館数（%）をみると、【設置者別】では、国立が1館（4%）、県立が2館（8%）、市立が8館（34%）、財団立が5館（20%）、他立が8館（34%）であり（図7）、【館の種類別】では、歴史系が18館（75%）、美術系が4館（17%）、郷土系が1館（4%）、総合も1館（4%）である（図8）。

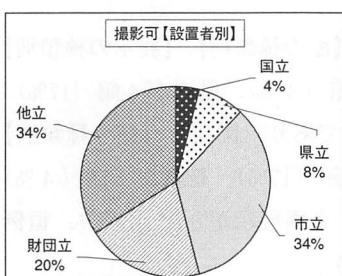


図7 [撮影可](24館)の【設置者別】

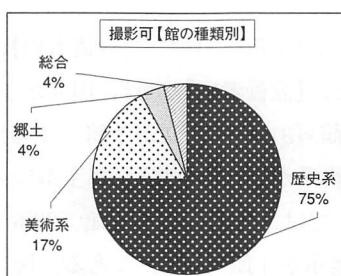


図8 [撮影可](24館)の【館の種類別】

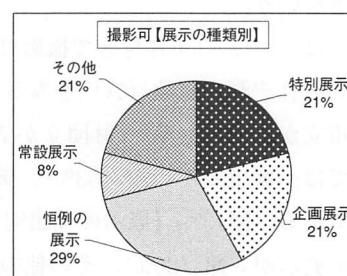


図9 [撮影可](24館)の【展示の種類別】

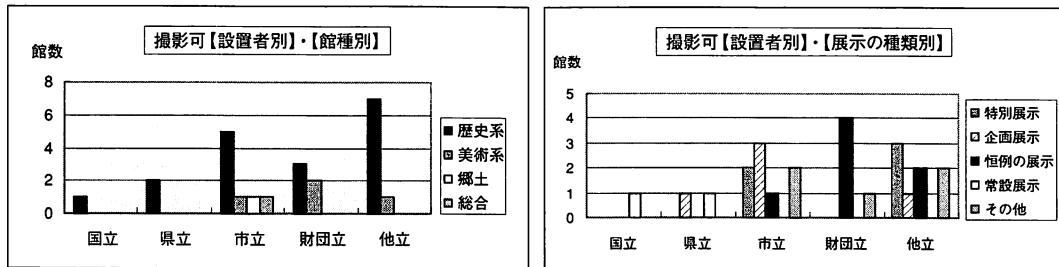


図10 【撮影可】(24館)の【設置者別】・【館の種類別】

図11 【撮影可】(24館)の【設置者別】・【展示の種類別】

また、【展示の種類別】では、特別展示が5館（21%）、企画展示も5館（21%）、恒例の展示が7館（29%）、常設展示が2館（8%）、その他が5館（21%）となる（図9）。

次に、【撮影可】の博物館について、設置者と館の種類との関係性をみると、歴史系は全ての設置者において見られるが、他立において特に多く、市立がこれに次ぎ、国立と県立では少ないと、美術系はいずれも極めて少ないと、国立と県立には見られないことがわかる（図10）。

次いで、設置者と展示の種類との関係性では、特別展示は他立に多く、市立がこれに次ぐが、その他の設置者には見られず、企画展示は市立に多いが、国立と財団立には見られない。また、恒例の展示は財団立が突出して多いが、国立と県立には見られないことがわかる。その他の展示は市立、財団立および他立に多少見られるが、国立と県立には見られず、逆に、常設展示は国立と県立には見られるが、そのほかの設置者には見られないことが読みとれる（図11）。

以上から、撮影が比較的自由なのは、歴史系の市立および他立であり、展示の種類としては、企画展示と恒例の展示である。一方、美術系の博物館での撮影は厳しく、また、特別展示もかなり厳しい傾向にあることがわかる。

3-2 [条件付きで撮影可] の博物館について

条件付きで撮影を可とする博物館23館は、計59館の4割に相当する。ここでいう条件とは、撮影にあたって要請される「腕章着装」（腕章を着けるよう要請される）、「申請書記入」（所定の申請書への記入を要請される）、「館員付き」（撮影中は館員が付き添う）、「フラッシュなし」（フラッシュなしなら撮影自由）および「観客がいない時」（観客がいない時を見計らって撮影）のことという。

はじめに、[条件付きで撮影可] の23館について、【設置者別】、【館の種類別】、【展示の種類別】のそれぞれの館数（%）をみると、【設置者別】では、国立が1館（4%）、県立が4館（17%）、市立が10館（44%）、財団立が7館（31%）、他立が1館（4%）であり（図12）、【館の種類別】では、歴史系が12館（53%）、美術系が6館（26%）、郷土系が4館（17%）、総合が1館（4%）である（図13）。【展示の種類別】では、特別展示が5館（22%）、企画展示が8館（35%）、恒例の展示が6館（26%）、他の展示が4館（17%）である（図14）。

次に、条件別の館数（%）をみると、多いのは「館員付き」で8館（35%）、「腕章着装」が7

館（30%）である。次いで、「申請書記入」が2館（9%）、「申請書記入」と「館員付き」の組み合わせが2館（9%）、「申請書記入」と「腕章着装」の組み合わせが2館（9%）、「フラッシュなし」が1館（4%）、「観客がいない時」が1館（4%）となる（表）・（図15）。

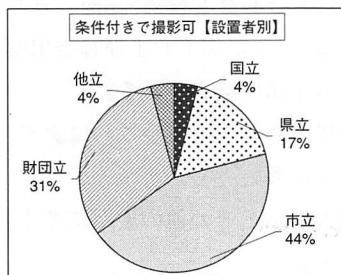


図12 [条件付きで撮影可] (24館) の
【設置者別】

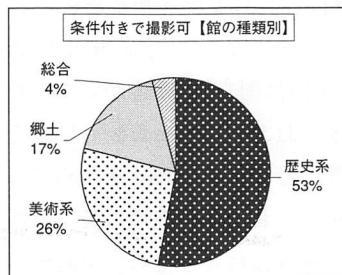


図13 [条件付きで撮影可] (24館) の
【館の種類別】

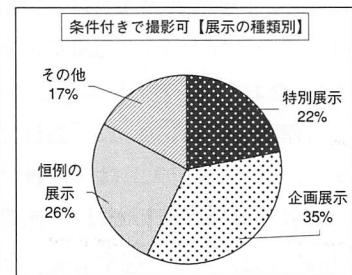


図14 [条件付きで撮影可] (24館) の
【展示の種類別】

表 [条件付きで撮影可] の条件の内容と館数

条件の内 容	館数	【設置者別】	【館の種類別】	【展示の種類別】
館員付き	8	県2、市3、財3	歴5、美1、郷1、総1	特1、企1、恒3、そ3
腕章着装	7	県1、市2、財3、他1	歴4、美3	特1、企1、恒2、そ3
申請書記入のみ	2	市2	郷2	企2
申請書記入、館員付き	2	市2	美1、郷1	特1、そ1
申請書記入、腕章着装	2	財1、市1	歴2	企1、恒1
フラッシュなし	1	国1	美1	特1
観客がいない時	1	県1	歴1	そ1

◇表中の名称略記について

【設置者別】では、国=国立 県=県立 市=市立 財=財団立 他=他立

【館の種類別】では、歴=歴史系 美=美術系 郷=郷土系 総=総合

【展示の種類別】では、特=特別展示、企=企画展示、恒=恒例の展示、そ=その他の展示

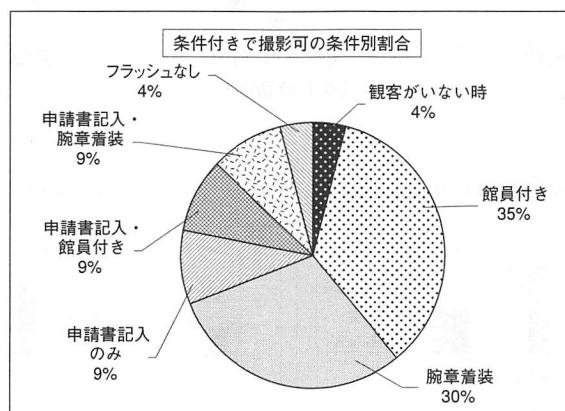


図15 [条件付きで撮影可] の条件別割合

さらに、条件内容に関して、【設置者別】、【館の種類別】、【展示の種類別】のそれぞれの館数をみると、次のような傾向がみられる。

【設置者別】では、「館員付き」は市立および財団立に多く、「腕章着装」も市立および財団立に多い。「申請書記入」は、「館員付き」および「腕章着装」との組み合わせも含めて6館、うち財団立の1館を除き、5館が市立である（因みに「申請書記入」の6館は、東京都下および神奈川県下）。なお、「フラッシュなし」の1館は国立、「観客がいない時」の1館は県立である。

【館の種類別】では、「館員付き」および「腕章着装」は歴史系に多く、美術系がこれに次ぐ。また、「申請書記入」は「館員付き」との組み合わせを含めて郷土系に多い。

【展示の種類別】では、「館員付き」および「腕章着装」は恒例の展示とその他の展示に多く、「申請書記入」は「腕章着装」との組み合わせを含めて企画展示に多い。

3-3 [撮影不可] の博物館について

撮影が不可の博物館は12館である。この12館について、【設置者別】、【館の種類別】、【展示の種類別】のそれぞれの館数（%）をみると、【設置者別】では、撮影の不可は国立が1館（8.3%）、市立が3館（25.0%）、財団立が4館（33.3%）、他立も4館（33.3%）である（図16）。

【館の種類別】では、撮影の不可は歴史系が5館（42%）、美術系が7館（58%）であり、郷土系および総合には撮影の不可はない（図17）。

また、【展示の種類別】では、撮影の不可は特別展示が6館（50%）、企画展示が3館（25%），

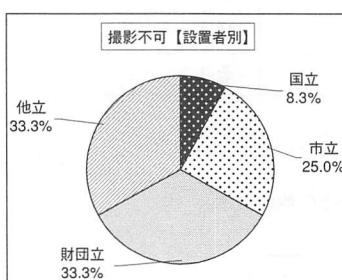


図16 [撮影不可](12館)の
【設置者別】

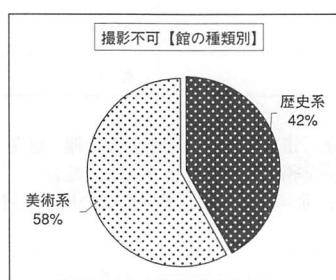


図17 [撮影不可](12館)の
【館の種類別】

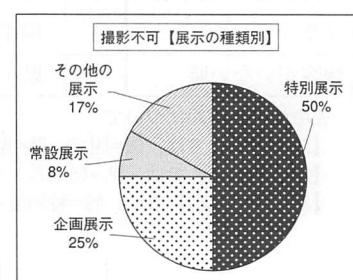


図18 [撮影不可](12館)の
【展示の種類別】

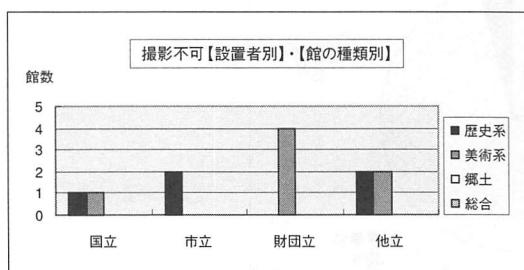


図19 [撮影不可](12館)の【館の種類別】・【設置者別】

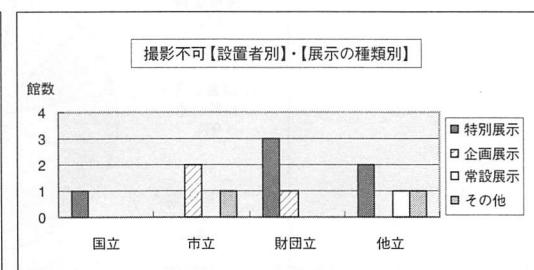


図20 [撮影不可](12館)の【設置者別】・【展示の種類別】

常設展示が1館（8%）、その他が2館（17%）である（図18）。

次に、設置者と館の種類との関係性をみると、[撮影不可] の博物館は、美術系の財団立に多いこと（図19）、設置者と展示の種類との関係性からは、特別展示での財団立に [撮影不可] が多いことを読みとることができる（図20）。

4. むすび

展示資料が「雛人形」という同じ種類の展示であっても、写真撮影に関しての対応は、博物館の設置者、博物館の種類、展示の種類によって異なりがある一方、同等の設置者・館の種類であるにもかかわらず、片や [撮影可]、片や [撮影不可] という場合もあることが明らかになった。また、撮影は可であっても、「腕章着装」や「申請書への記入」が必要であるところ、「申請書に記入」の上、「腕章着装」が必要なところなど、対応は多様である。

さらに、[撮影不可] の場合の理由として、「借用資料があるから」、「撮影は他の観客の妨げとなるから」などといわれるが、所蔵資料だけによる展示であっても、また、常設展示であっても撮影は不可という場合さえある。一方、[撮影不可] の展示において、携帯電話で撮影している来館者をしばしば見かけるが、監視員も「止めるのは難しい」というのが現状である。

以上にみるように、写真撮影に関しては、博物館によって対応がさまざまな状況であるが、今後の写真撮影希望に対する対応のあり方としては、〈申し出〉により腕章を着装した上で撮影可という方が望ましいと考える。さらにもう1歩進めるなら、他の来館者に迷惑となるフラッシュを使用しない、三脚を使用しないということで、〈申し出〉をしなくとも撮影は自由という方が望ましいのではないだろうか。

展示には借用資料という問題もあるであろうが、来館者の利便に資する方向で、現実に即して議論が深められ、撮影に関する統一的な見解が示されることを期待したい。